2026 年 4 月

2～6 年生　保護者　様

神戸大学附属小学校
校長代理　中西　治

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への継続加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は，学校園の管理下で児童が災害にあった場合，その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で，原則，在校生全員に加入をお願いしております。

給付の内容等は，独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令，省令，通達等に定められており，その主な内容は以下のとおりです。

1　給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷，給食による中毒その他の疾病（ガス中毒，溺水，熱中症，漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**，これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお，学校の管理下とは，次の場合をいいます。

① 授業中(特別活動中を含む)　② 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
③ 学校の教育計画に基づく課外指導中　④ 通常の経路及び方法による通学中（登下校）
⑤ 寄宿舎にあるとき

2　給付金額　［災害共済給付の給付基準は，センター法施行令第 3 条によります。］

① 医　療　費

医療保険並の療養に要する費用の 4/10(そのうち 1/10 の分は，療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上の場合が給付の対象となります。(医療保険でいう被扶養者（家族）で，例えば病院に外来受診した場合，通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。)

ただし，高額療養費の対象となる場合は，自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額が給付されます。

② 障害見舞金　障害の程度に応じて，3,770 万円（1 級）から 82 万円（14 級）が給付されます。
（通学中の場合は，1,885 万円から 41 万円）

③ 死亡見舞金　2,800 万円が給付されます。
（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は，1,400 万円）

（※　見舞金は、平成 17(2005)年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

3　給付基準

① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は，初診から最長10年間行われます。
② 災害共済給付を受ける権利は，その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは，時効に

よって消滅します。

③　損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付（例えば，地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは，その受けた価額の限度において，給付を行いません。

④　生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については，医療費の給付は行われません（義務教育諸学校のみ）。

⑤　高等学校の生徒が，故意又は自己の重大な過失により，負傷し，疾病にかかり，又は死亡したときは，当該医療費，障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合があります。

4　共済掛金（年額）

小・中学校年額　　935 円　　保護者負担額　　460 円　（学校設置者負担額　475 円）

※ 保護者負担金は，学年費から一括して支払います。

5　請求手続き

① 治療費は，保護者が一時お支払いください。

② 担任から書類をお渡しますので，治療費の明細を主治医に記入していただき，翌月１日までに担任までお届けください。（医療等の状況等の記入については，医師や薬剤師の皆様の特別な配慮によりご協力をいただいています。）

③ 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの手続きは学校が行います。

④ 手続き終了後，同センターの審査を経て，後日（３ヶ月程度後）給付金が支給されます。

6　加入手続き

本校では入学時の同意の下に，学年費より共済掛金保護者負担額を集め，一括して加入の手続きをとります。掛金の額については改定される場合があります。なお提出いただいた内容は，災害共済給付事務以外には使用いたしません。